

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、SPK株式会社と称し、英文では SPK CORPORATION と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 自動車、建設産業用車輛の部分品、附属品および自動車用品の製造ならびに売買（輸出入貿易を含む）
- (2) 家庭用電気器具、産業用電子機器、健康機器、スポーツ用品、工業薬品、通信用機器の売買（輸出入貿易を含む）
- (3) 損害保険代理業ならびに自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業
- (4) 前各号に掲げるものに関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を大阪市に置く。

(機 関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

(公告方法)

第 5 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 6 条 当社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

(単元株式数)

第 7 条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第 8 条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第 9 条 当社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める「株式取扱規程」による。

(株主名簿管理人)

第 10 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議により選定し、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 11 条 定時株主総会は、毎年4月1日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 12 条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第 13 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき代表取締役が招集し、その議長となる。

2. 代表取締役に支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って、他の取締役がこれにあたる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 14 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第 15 条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2. 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2. 会社法第 309 条第 2 項によるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。

第 4 章 取締役および取締役会ならびに監査等委員会

(取締役の員数)

第 17 条 当社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、8 名以内とする。

2. 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

(取締役の選任)

第 18 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。
3. 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第 19 条 取締役（監査等委員であるものを除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役)

第 20 条 当社を代表すべき取締役は、取締役会の決議をもって選定する。

(役付取締役)

第 21 条 取締役会の決議をもって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役の報酬等)

第 22 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。

(取締役会の権限)

第 23 条 当社の業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもってこれを決定する。

(取締役会の招集権者および議長)

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役がこれを招集し、その議長となる。代表取締役に支障あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従って、他の取締役がこれにあたる。

(取締役会の招集通知)

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に對し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第 26 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に對し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の決議)

第 27 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもってこれを決定する。

(取締役会の決議の省略)

第 28 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。

(監査等委員会の決議)

第 29 条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その出席監査等委員の過半数をもってこれを決定する。

(取締役への委任)

第 30 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第 31 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める「取締役会規程」による。

(監査等委員会規程)

第 32 条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。

(取締役の責任免除)

第 33 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であったものを含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役(業務執行取締役等

であるものを除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第 5 章 会計監査人

(選任および任期)

第 34 条 会計監査人は、株主総会において選任する。

2. 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
3. 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 35 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 6 章 計 算

(事業年度)

第 36 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 37 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 38 条 当社の剰余金の配当の基準日は、毎年 3 月 31 日および毎年 9 月 30 日とする。

2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間等)

第 39 条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過しても受領のないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2. 前項の金銭には、利息を付けない。

改 訂

平成 11 年 6 月 29 日

平成 12 年 6 月 29 日

平成 13 年 6 月 28 日

平成 14 年 6 月 27 日

平成 15 年 6 月 20 日

程S第1号

平成 16 年 6 月 22 日

平成 18 年 6 月 21 日

平成 21 年 6 月 19 日

令和 2 年 4 月 1 日

令和 2 年 6 月 23 日